

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和元年度
計画主体	朝日村

## 朝日村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 : 産業振興課  
所在地 : 長野県東筑摩郡朝日村大字古見1555-1  
電話番号 : 0263-99-4104  
FAX番号 : 0263-99-2745  
メールアドレス : [sangyou@vill.nagano-asahi.lg.jp](mailto:sangyou@vill.nagano-asahi.lg.jp)

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。  
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル, イノシシ, カラス, ハクビシン, タヌキ, ニホンジカ, カモシカ, ツキノワグマ
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	朝日村

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (平成 年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
ニホンザル	野菜等 (レタス・トマト・ズッキーニ・かぼちゃ等)	野菜等 54a	464千円
イノシシ	野菜等 (小松菜等、いも類)	野菜等 18a	102千円
カラス	被害無し	0a	0千円
ハクビシン タヌキ	野菜等 (トウモロコシ等)	野菜等 1a	20千円
ニホンジカ	被害無し	0a	0千円
カモシカ	被害無し	0a	0千円
ツキノワグマ	被害無し	0a	0千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

## (2) 被害の傾向

ニホンザル及びイノシシの個体数は近年異常な勢いで増加しており、これに伴い被害の増加も著しい。

ニホンザルは、4群以上(100頭以上)生息していると推測される。被害地域は朝日村の山際、村内一円におよび山に隣接する農地などである。花火等の追い払いや檻・銃器により駆除を実施しているが、被害の発生は制御できていない。主に4月～10月にかけての農作物の収穫期に被害が集中している。

イノシシは、鳥獣防止策の整備により被害は減少傾向だったが、近年異常な勢いで頭数が増加しており、柵未整備個所からの侵入により被害が見られる。被害地域は朝日村の村内一円にかけての山間部ばかりでなく、人里にある農地に及んでいる。また、被害は農産物のみならず、土手の掘り起こしなど構造的なものにまで及んでおり、このまま増加が続けば、耕作意欲の減退、耕作放棄地の拡大も懸念される。

カラスは、カラス檻の設置により被害は減少傾向であるが、野菜の種苗に被害が集中しており、4月～10月にかけての農作物の育成期・収穫期に被害がみられる。

ニホンジカは、現在大きな被害には至っていないが、山沿いの野菜苗の食害と、踏み荒らしの被害が報告されており、今後の被害拡大が懸念される。

カモシカは、現段階では農作物の被害は無いものの人家の庭や圃場に現れるため農業被害が懸念される。

ツキノワグマは、鳥獣被害防止柵の未整備個所から里への出没みられ、人的被害が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値(平成30年度)		目標値(令和4年度)	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
ニホンザル	464千円	54a	180千円	20a
イノシシ	102千円	18a	30千円	5a
カラス	0千円	0a	0千円	0a
ハクビシ・ヌキ	20千円	1a	10千円	0.5a
ニホンジカ	0千円	0a	0千円	0.a
カモシカ	0千円	0a	0千円	0a
ツキノワグマ	0千円	0a	0千円	0a
農業被害総計	586千円	73a	220千円	25.5a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。  
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① ① 有害鳥獣捕獲の実施については朝日村猟友会に委託し、鳥獣 に応じて、銃器・檻・罠を使用 し年間を通じ捕獲している。</p> <p>② イノシシ用捕獲檻、罠の導入をして設置場所、捕獲数を増やしている。</p> <p>③ カラス檻を設置し年間を通じて捕獲している。</p>	<p>① 猟友会員の高齢化、後継者不足。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>① 住民との協働による里山の餌となるものの解消。</p> <p>② 住民による緩衝帯整備と電気柵の維持管理。</p> <p>③ 住民による追い払い及び資材の配布支援。</p> <p>④ 住民による出沒、被害情報提供活動。</p>	<p>侵入防止柵の設置割合が、村全域を囲む計画の内80%以上を整備したが、未整備の箇所では、個別の簡易防護柵で対応している。</p> <p>しかしながら、未設置の農地も多く、一体性がないため、地域全体での被害防止には至っていない。</p> <p>電気柵維持管理の一体的実施。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

## (5) 今後の取組方針

当村は、朝日村鳥獣被害防止対策協議会において

- ① 鳥獣の侵入防止対策による住み分けの確立
- ② 鳥獣の個体数調整

以上2点を重点施策として実施し、今後もこれに沿った取組みをしていく。

### ①の鳥獣の侵入防止による住み分けの確立対策では

- ・ ニホンザル・イノシシ・ニホンジカの侵入を広域的に防ぐため、必要な箇所での森林（緩衝帯）整備を実施し電気柵設置との相乗効果を得る。
- ・ 住民自身による追い払い活動を支援する。（追い払い資材の支給・研修会の開催等による啓発）
- ・ 有害鳥獣の生息数・行動調査等の実施。
- ・ モンキードックを利用した追い払いについての研究。

### ②の鳥獣の個体数調整では

- ・ 朝日村猟友会に委託し個体数調整を実施することにより、これ以上の個体数の増加を防ぐ。具体的には、通年の檻・罠による捕獲及び銃器によるニホンザル・イノシシ・ハクビシン・タヌキ・カラスの通年捕獲、繁殖期の一斉捕獲、近隣市町村との合同・広域捕獲等を実施する。
- ・ カラス檻を活用した捕獲による個体数の調整
- ・ 適切な追い払い活動による、人里へ出没しない群れの形成を図る
- ・ 電波発信機や監視カメラ等を利用した鳥獣の行動把握システムの導入について研究する

### ②のその他対策として

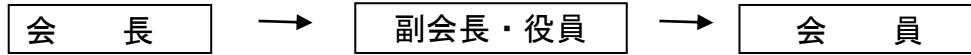
- ・ 朝日村鳥獣被害防止対策協議会において、有害鳥獣対策の方針・計画について検討する。
- ・ 農作物被害調査や有害鳥獣出没調査を実施する。
- ・ 地域住民の自主的な取り組みを支援するための研修会等を実施する。
- ・ 近隣市町村が主催する広域捕獲事業に参加する。
- ・ 隣接市町村との協力、連携して対策を進めるため定期的に担当者連絡会を開催し情報交換を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

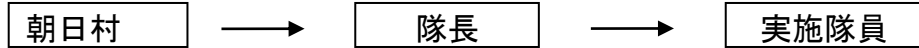
### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

朝日村猟友会及び鳥獣被害対策実施隊に委託し実施する。  
猟友会の捕獲体制については、以下のとおり。



鳥獣被害対策実施隊の捕獲体制については、以下のとおり。  
(一斉捕獲を実施するためライフル銃を所持させる)



- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、**被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者**にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2～4年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス ニホンジカ	銃器・檻・くくり罠の導入。 狩猟免許取得を促進する。 狩猟免許所持者の猟友会により捕獲体制の強化 捕獲等に関する講習会の実施。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

- ・ ニホンザルは県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲を実施する。
- ・ イノシシ、カラス、ハクビシン、タヌキ、カラス、ニホンジカは、個体数の増加がみられることから、当面は前年実績以上の捕獲を目標として、被害状況を勘案し協議会により捕獲計画数を設定する。
- ・ カモシカは、県の特定鳥獣保護管理計画に基づき必要に応じて捕獲を実施する。
- ・ ツキノワグマは、県の特定鳥獣保護管理計画に基づき必要に応じて捕獲を実施する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	2年度	3年度	4年度
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
イノシシ	30	30	30
カラス	200	200	200
ハクビシン	30	30	30
タヌキ	30	30	30
ニホンジカ	10	10	10
カモシカ	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>① 檻及びわなによる捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニホンザル、ハクビシン、タヌキの出没場所に「檻」を通年設置する。</li> <li>・ イノシシの出没場所の通り道に「くくり罠」を設置する。</li> <li>・ カラス「檻」による捕獲を通年設置する。</li> </ul> <p>② 銃器による捕獲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニホンザル・イノシシ・カラス・ニホンジカについては、通年にわたり組織的に捕獲を実施し年に数回一斉駆除を行う。</li> <li>・ 適当な時期に近隣市町村と合同して広域捕獲を実施</li> </ul>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
① 檻及びわなによる捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル、ハクビシン、タヌキの出没場所に「檻」を通年設置する。</li> <li>イノシシの出没場所の通り道に「くくり罠」を設置する。</li> <li>カラス「檻」による捕獲を通年設置する。</li> </ul>
② 銃器による捕獲	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニホンザル・イノシシ・カラス・ニホンジカについては、通年にわたり組織的に捕獲を実施し年に数回一斉駆除を行う。</li> <li>適当な時期に近隣市町村と合同して広域捕獲を実施</li> </ul>

(注) **被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者**にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

## 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	2 年度	3 年度	4 年度
ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ ニホンジカ カモシカ ツキノワグマ	侵入防止柵  御馬越 500m	侵入防止柵  御馬越 830m	侵入防止柵  御馬越 500m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。



(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
2年～4年度	ニホンザル イノシシ ハクビシン タヌキ カラス ニホンジカ カモシカ ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○里地里山整備と緩衝帯整備（地域での里山を整備することにより獣を近づけない環境をつくる。）</li> <li>○侵入柵の日常管理を適切に行い、倒木や災害等により柵が破損又は破損の恐れがあるときは、協議会で柵を維持するための復旧や必要な措置を講じる</li> <li>○追い払いの研究 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電波発信受信機によるニホンザル接近警戒システムを活用した効率的な追い払い</li> <li>・モンキードックを活用した追い払い活動</li> </ul> </li> <li>○農林業従事者を対象に鳥獣被害防止研修会を開催し、鳥獣被害防止のための知識の習得に努める。</li> <li>○作物残渣や放任果樹の除去、未収穫農産物を農地に放置しないよう啓発する。</li> </ul>

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

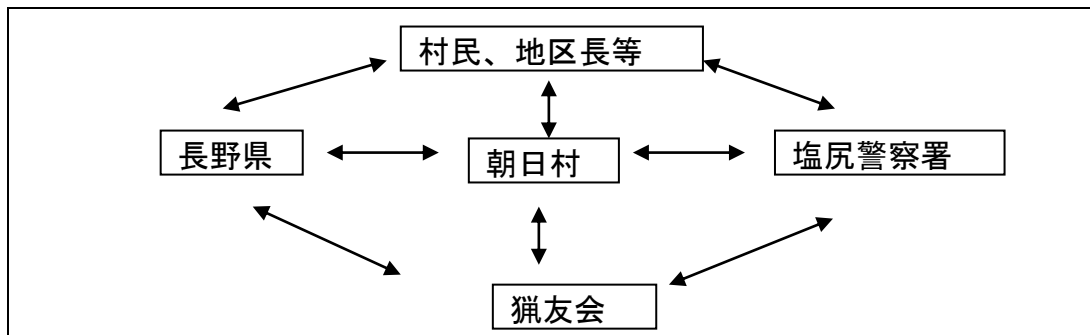
関係機関等の名称	役割
朝日村	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示
長野県 松本地方事務所	村に対する助言等
塩尻警察署	被害状況の確認と住民への注意喚起、緊急時における住民の安全確保
朝日村猟友会	捕獲等の対応
朝日村鳥獣被害対策実施隊	一斉捕獲及び追い払い等の対応

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲地および近傍地において埋設処理するとともに、利用可能なものは自家消費やジビエ利用を推進する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として利用可能なイノシシ、シカについては、現在年間捕獲頭数が10頭にも満たないため、村単独での利用・販売及び処理施設整備の計画はない。ただし、今後駆除頭数が増えることが予想されるため、広域的に処理ができないかの検討やジビエ利用の推進をする。

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。  
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	朝日村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
朝日村	協議会事務局を担当、各機関の連絡調整
朝日村農業委員会	被害対策の連携調整
JA松本ハイランド朝日支所	被害対策の連携調整
朝日村猟友会	捕獲、追い払い体制の調整
鳥獣保護員	
朝日村鳥獣被害対策実施隊	
生産森林組合	被害対策の連携調整
奈良井川漁業組合朝日村支部	被害対策の連携調整

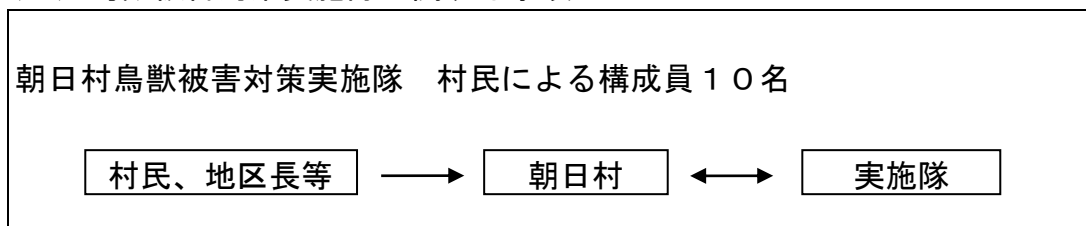
- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
県野生鳥獣被害対策チーム	野生鳥獣被害防除対策の総合支援
松本広域森林組合	林業分野における総合的支援および助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項



- (注) 1 被害状況を勘察し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(該当なし)

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい技術の習得や情報を得るため、また他地域の情勢等を把握するために、必要に応じて関係機関とともに先進地視察や研究、研修会を実施する。罨などの捕獲免許取得の啓発。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。